

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年1月20日

北九州市子ども家庭局子育て支援課

1 当該公募の趣旨

本業務については、妊娠（予期せぬ妊娠を含む）や出産等に悩みを抱える者などに対して、助産師等専門職が電話で相談に応じるなど必要な支援業務を円滑に実施するため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度北九州市妊娠・出産等に関する相談支援事業

(2) 業務内容

妊娠（予期せぬ妊娠を含む）や出産等に悩みを抱える者などに対して、助産師等専門職が電話で相談に応じるなど必要な支援を実施する。

ア 相談対応

(ア) 電話または面接により、対象者からの相談に応じ、相談内容に応じた適切な助言や情報提供を行い、必要に応じて関係部署等につなぐこと。

(イ) 不妊・不育症相談については、必要に応じて医師等による専門相談の予約受付・相談の場への同席・医師との調整を行うこと。

(ウ) 苦情等への対応は、受託者が誠実かつ適切に処理し、必要に応じて発注者に書面（任意）報告すること。

イ 記録等事務

(ア) 相談内容の記録等、上記①に付随する事務作業を行う。

(3) 対象

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症、出生前検査、プレコンセプション

ケアに関することの対応を含む)

(4) 実施体制

ア 受付方法：電話または面接にて相談を受ける

イ 受付日時：閉庁日を除く月曜日から金曜日の9時から17時まで

ウ 相談窓口：北九州市役所子育て支援課内

(発注者が負担する電話回線を使用のこと)

(5) 人員体制

受託者は、下記の条件にて人員体制を整備すること。

ア 従事者は、助産師等の資格を有する者とする。

イ 従事者は、1日あたり1名配置すること。

ウ 受託者は、従事者へ当該事業の実施に必要な業務説明及び指導、研修を行うこと。

(6) 報告及び請求

ア 従事予定者の報告

受託者は、月末までに翌月の従事予定者名簿を子育て支援課に提出すること。

イ 実施報告及び請求

受託者は、請求書兼実施報告書に当月分の相談件数等必要書類を添えて、北九州市長に報告すること。但し、相談内容により、緊急性があると判断した場合については、随時子育て支援課に連絡すること。

(7) 個人情報の保護

事業を実施するにあたっては、相談内容や記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、北九州市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(8) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(9) その他

ア 本書に定めない事項で疑義が生じた場合は、北九州市と協議を行うこと。

イ 本書に定めている事項であっても、双方が合意した場合はより効果的・効率的な方法に変更することがある。

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の技術、設備等の要件

(それぞれの項目について、以下のとおり書類を提出すること)

ア 当該業務と同等の業務経験、事業実績を備えていること。

- 法人登記簿謄本
- 定款、規約、寄附行為これらに類する書類
- 法人団体の事業概要書、事業実績書

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区域内1番1号

担当課名 子ども家庭局子育て支援課

電話番号 093-582-2082 FAX 番号 093-582-5145

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）

(3) 公示書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年1月20日から令和7年2月3日までの（土曜日、日曜日を除く）毎日、9時から17時まで

イ 受付担当課

(1)に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(4) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年1月21日から令和7年2月4日までの（土曜日、日曜日を除く）毎日、9時から17時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(5) その他

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局子育て支援課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。